

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和4年3月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100062号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2100016号

第1 結論

平成7年7月から平成12年2月までの請求期間、平成13年4月から平成16年1月までの請求期間、平成16年10月から平成18年2月までの請求期間、平成21年7月から平成23年6月までの請求期間及び平成24年7月から平成27年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年7月から平成12年2月まで
② 平成13年4月から平成16年1月まで
③ 平成16年10月から平成18年2月まで
④ 平成21年7月から平成23年6月まで
⑤ 平成24年7月から平成27年6月まで

私は、請求期間①から⑤までの国民年金保険料については、その間、施設に入所していたため納付することができず、それぞれ施設を退所する前に、施設内で保険料の免除申請手続の説明を受け、退所時に交付された証明書を持参して、毎回、退所後の住所地の市役所又は管轄年金事務所(平成21年12月以前は社会保険事務所。)で保険料の免除申請手続を行っていた。年金記録では、請求期間①から⑤までについて、保険料が免除ではなく未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A施設を退所した直後の平成12年4月又は同年5月頃に、同施設で交付された証明書を持参して、B市役所又はC社会保険事務所(当時)で国民年金保険料の免除申請手続を行った旨主張している。

しかしながら、平成17年3月以前においては、制度上、国民年金保険料の申請免除の承認期間は、申請日の属する月の前月からとされていたことから、請求者がA施設を退所した日(平成12年4月1日)の直後に保険料の免除手続を行っていたとしても、その前月の平成12年3月より前の期間である請求期間①については、申請免除の承認を受けることができない。

また、請求者の戸籍の附票によると、請求者は、請求期間①当時、D市に住民登録していた

ことが確認できるところ、同市は、電算システムにおいて、請求者に係る請求期間①の国民年金保険料の免除申請記録は確認できない旨回答している。

さらに、D市を管轄とするE年金事務所は、保存期間経過のため、請求期間①当時の国民年金保険料の免除申請に係る関係資料は保存していない旨回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、F施設を退所した直後の平成15年7月又は同年8月頃に、同施設で交付された証明書を持参して、G市役所で国民年金保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、上記1同様、請求者がF施設を退所した日（平成15年7月9日）の直後に保険料の免除申請を行っていたとしても、その前月の平成15年6月より前の期間である請求期間②のうち平成13年4月から平成15年5月までの期間については、申請免除の承認を受けることができない。

また、請求者の戸籍の附票によると、請求者は、請求期間②のうち平成13年4月から平成15年7月までの期間は、H町に住居登録していたことが確認できるところ、同町は、電算システムにおいて、請求者に係る当該期間の国民年金保険料の免除申請記録は確認できない旨回答している上、請求者が所持している年金手帳の記載内容及びオンライン記録によると、請求者は、請求期間②のうち平成15年7月から平成16年1月までの期間は、G市に住居登録していたことが推認できるところ、同市は、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の免除申請に係る資料は保存していない旨回答している。

さらに、H町を管轄とするE年金事務所及びG市を管轄とするI年金事務所は、保存期間経過のため、請求期間②当時の国民年金保険料の免除申請に係る関係資料は保存していない旨回答している。

- 3 請求期間③について、請求者は、F施設を退所した直後の平成17年12月頃に、同施設で交付された証明書を持参して、G市役所で国民年金保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、平成17年4月以降かつ平成26年3月以前においては、制度上、国民年金保険料の申請免除の承認期間は、申請日の属する月の直前の7月からとされていたことから、請求者がF施設を退所した日（平成17年11月30日）の直後に保険料の免除申請を行っていたとしても、その直前の平成17年7月より前の期間である請求期間③のうち平成16年10月から平成17年6月までの期間については、申請免除の承認を受けることができない。

また、請求者が所持している年金手帳の記載内容及びG市における国民健康保険の加入記録並びにオンライン記録によると、請求者は、請求期間③当時、G市に住居登録していたことが推認できるところ、同市は、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の免除申請に係る資料は保存していない旨回答している。

さらに、G市を管轄とするI年金事務所は、国民年金保険料の免除申請に係る関係資料について、平成16年度以前のものは保存しておらず、平成17年度以降のものは保存しているが、請求者に係る免除申請書は確認できない旨回答している。

4 請求期間④について、請求者は、J施設を退所した直後の平成23年4月又は同年5月に、同施設で交付された証明書を持参して、G市役所又はI年金事務所で国民年金保険料の免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、上記3同様、請求者がJ施設を退所した日（平成23年6月22日）の直後に保険料の免除申請を行っていたとしても、その直前の平成22年7月より前の期間である請求期間④のうち平成21年7月から平成22年6月までの期間については、申請免除の承認を受けることができない。

また、請求者の戸籍の附票によると、請求者は、請求期間④当時、K市に住民登録していたことが確認できるところ、同市は、電算システムにおいて、請求者に係る請求期間④の国民年金保険料の免除申請記録は確認できない旨回答している。

さらに、K市を管轄とするI年金事務所は、国民年金保険料の免除申請に係る関係資料について、平成16年度以前のもは保存しておらず、平成17年度以降のもは保存しているが、請求期間④の免除申請書の中に、請求者に係る免除申請書は確認できない旨回答している。

5 請求期間⑤について、請求者は、L施設を退所した直後の平成26年9月又は同年10月頃に、同施設で交付された証明書を持参して、I年金事務所で国民年金保険料の免除申請申請を行った旨主張しているところ、平成26年4月以降においては、制度上、国民年金保険料の申請免除の承認期間は、申請日の属する月の前月より2年間遡ることができるとされていたことから、請求者がL施設を退所した日（平成26年8月21日）の直後に請求者が保険料の免除申請を行っていたとした場合、請求期間⑤の申請免除の承認を受けることは可能である。

しかしながら、請求者の戸籍の附票によると、請求者は、請求期間⑤のうち平成24年7月から平成26年11月までの期間は、K市に住民登録していたことが確認できるところ、同市は、電算システムにおいて、請求者に係る当該期間の国民年金保険料の免除申請記録は確認できない旨回答している上、請求期間⑤のうち平成26年11月から平成27年6月までの期間は、M市に住民登録していたことが確認できるところ、同市は、電算システムにおいて、請求者に係る当該期間の国民年金保険料の免除申請記録は確認できない旨回答している。

また、K市及びM市を管轄とするI年金事務所は、国民年金保険料の免除申請に係る関係資料について、平成16年度以前のもは保存しておらず、平成17年度以降のもは保存しているが、請求期間⑤の免除申請書の中に、請求者に係る免除申請書は確認できない旨回答している。

6 以上のことから、請求者が請求期間①から⑤までに係る免除申請申請を行った事実を確認することができない。

また、請求期間の合計は167か月と長期間である上、請求期間①の一部及び請求期間②から⑤までは、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間①から⑤までに係る年金記録の管理について過誤が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①から⑤までに係る国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたことを示す関連資料はなく、請求期間①から⑤までについて、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。